

奈良市側の敗訴確定

奈良市が04～05年、ごみ収集の職員に支給した特殊勤務手当は違法だとして、住民が市長に対し、支出分の約3千万円を鍵田忠兵衛・元市長らに請求するよう求めた訴訟

で、最高裁第三小法廷(那須弘平裁判長)は、市側の上告を棄却する決定をした。支出を違法と認め、鍵田氏に全額を請求することを命じた二審・大阪高裁判決が確定した。決定は9月29日付。二審判決は、「大型ごみ収集」などの名目で支払われた手当の支給基準が市条例で明文化されておらず、違法だと認定したうえで、市長だった鍵田氏が違法行為を止める指揮監督の義務を怠ったと判断。鍵田氏の責任を認めなかった一審・奈良地裁判決を変更し、原告側の請求を全面的に認めた。

県立医大移転で県方針

高山第2工区を検討

県は1日、県立医大(橿原市)について、生駒市の学研高山第2工区に移転する考えを県議会厚生委員会で明らかにした。医大付属病院は現在の場所を増築する一方、建て替えに伴って県立奈良病院(奈良市)を医大付属病院とし、北和地域の高度医療拠点病院とする方針。しかし、委員から批判や反対が続出。県は今後、議会や関係機関などと議論するという。

厚生委員会で、委員からは「突然出た話で了解できない」「議会軽視」と反対意見が相次いだ。これに対し、武末文男・健康安全局長は「10

年スパンの大きな話。あくまでも県のビジョンのたたき台として議論していきたい」と話した。県は、2日に県地域医療等

奈良市談合 31社、いまだ賠償の動きなし

奈良市発注の一般競争入札をめぐる、談合を理由に市が落札業者31社に総額約6300万円の損害賠償を求めた問題で、支払いに応じたり、賠償に対する諾否を明確に示したりした業者がないことがわかった。支払期限は27日。応じない場合、市は損害賠償を求める訴訟を起す。

賠償を求めているのは、06年7～10月に契約した道路改良工事などを落札した

支払期限まで1カ月

31業者。賠償額は落札額から最低制限価格を差し引いた金額の7割で算定し、市は9月1日、約460万～約54万円を請求する文書を送った。

市監理課によると、支払い方法や期間の猶予の可否などについての問い合わせが数件あったが、10月1日時点で支払いはないという。ただ期限までまだ1カ月近くあるため、同課は「催促することはない」という。(大久保直樹)